

山梨県公報

第二千八百五十六号

平成三十一年

一月二十八日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………一三

公告

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一三

告示

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年二月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市西原字牛替六七六四番一四地先から 上野原市西原字牛替六七六五番四地先まで	二八・九 三五・四	一四・五 二〇・一	七四・六	七四・六
	七四・六	七四・六		

山梨県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年二月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字カイル六〇八九番一地先から 上野原市桐原字カイル六〇八九番一地先まで	一四・三 一五・八	一四・三 一五・八	六・四	六・四
	六・四	六・四		

公告

●土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成三十一年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日
- 六 変更認可の年月日 平成三十一年一月十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番